



宮崎県公報

平成19年2月6日（火曜日）号外 第13号

発行・印刷 **宮 崎 県**
宮崎市橘通東 2丁目10番 1号

発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 36,000円

目 次

頁

告 示

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 ----- （畜産課） 1

告 示

宮崎県告示第 100号の2

家畜伝染病の家畜等の移動の制限（平成19年宮崎県告示第71号）を次のとおり変更する。

平成19年2月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 移動を制限する家畜の種類等

- (1) 移動を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
- (2) 移動を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- (3) 移動を制限する区域

ア 日向市東郷町坪谷の一部（下一谷原（耳川水系二級河川一谷川の右岸に係る区域に限る。）、上一谷原、岩神、射場ノ原、戸ノ口、岩下、大堀、中崎、筒群、大内平、大内、鎌柄、萩ノ野、多武ノ木平、芋ノ原、夜名番、下一谷、一谷及び馬飼出）及び下三ヶの一部（瀬渡、中山、浅ノ迫、芹ノ元、礪石、下平田、銚ノ元、上平田、白仁田、荒平、宝瀬ノ内、中水流、鹿文字山、八ツ山、田口原、柳原、黒松、一松露、児洗、涼松、葛籠内、倉谷、矢櫃、龍馬、雪車塚、下村、中村、上村、重ヶ窪及び崩レ）

イ 美郷町南郷区水清谷の一部（田の原、荒谷、滝ノ内、中ノ瀬、小又及び蕨野）、神門の一部（杭谷、山麦、新右衛門田、下名木、内竹、五味、渡場瀬、向山、石越、猪ノ越及び仁久川）及び中渡川の一部（杭谷及び日平）並びに西郷区田代の一部（から谷及び丸楨）

ウ 木城町大字中之又の一部（弓木）及び大字石河内の一部（矢櫃）

2 搬出を制限する家畜の種類等

- (1) 搬出を制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら及び七面鳥並びにそれらの死体
- (2) 搬出を制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- (3) 搬出を制限する区域

家畜伝染病の家畜等の移動の制限（平成19年宮崎県告示第71号）3に掲げる区域のうち1(3)に掲げるものを除いた区域